

児童福祉

○保育所

保護者が仕事や病気などで日中家庭での保育できないおおむね生後 6 ヶ月から就学前の子供を保育する施設です。保育料は、保護者の市民税額に基づき決定します。入所の申込は保育入所課で受け付けています。出生届済の乳児から申し込みができます(12～4 月 1 日入所を除く)。入所希望日により締切日が異なりますので、詳しくは保育入所課にお問い合わせください。特に 12 月～4 月 1 日入所は締切日が早くなります(締切日は市政ニュース等でお知らせします)。

問い合わせ先 西宮市役所保育入所課 0798-35-3160

保育入所課で受け付ける認可保育施設のほかに、認可外保育施設もあります。保育料と入所の決定は、それぞれの施設と保護者の間で直接決めます。

○児童相談所

児童相談所は、児童虐待などで保護を要する児童、心身に障害のある児童など、児童全般の問題について相談に応じる機関です。

関係団体からの通告、送致による相談や、保護者、関係者が直接に出向いての相談、電話による相談に応じています。

問い合わせ先

兵庫県西宮こども家庭センター(西宮市青木町 3-23) 0798-71-4670

○母子生活支援施設

母子生活支援施設は、18 歳未満の子供がいる母子世帯で、いろいろな事情により、その子供の養育が十分でない人を受け入れ、子供の福祉を図る施設です。

問い合わせ先 西宮市役所子供家庭支援課 0798-35-3166

○助産施設

出産費用の支払いが困難な妊産婦が利用できる、指定助産施設があります。所得制限など利用するうえでの条件があります。

問い合わせ先 西宮市役所子供家庭支援課 0798-35-3166

○児童手当

高校修了前(18 歳到達後、最初の 3 月 31 日)までの児童を養育する家庭に、経済的な援助をおこないます。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3189

○児童扶養手当

死別や離婚などによって、父又は母のいない家庭や、父又は母が精神または身体に重度の障害がある家庭において、18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護している母又は父、あるいは、母又は父に代わって児童を養育している人に、手当が支給されます(精神や身体に中程度以上の障害がある児童の場合

は 20 歳未満)。所得による制限があります。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3190

○特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害のある、20 歳未満の児童を監護している父か母、又は父母に代わって養育している人に支給されます。所得による制限があります。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3189

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。